

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。4月下旬になり、葉桜の季節を迎えました。
このほかほか陽気に、ついうたた寝に誘われてしまいます。暖かい南風が吹き始め、何とはなしに心はずむ今日この頃です。
今回は、平成30年4月1日に改定があった「キャリアアップ助成金」について税務監査課の森野が担当いたします。

『キャリアアップ助成金』

◎キャリアアップ助成金とは…

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、
いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するために、
正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

【正社員化コース】…有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

【賃金規定等改定コース】…全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、
昇給した場合

【健康診断制度コース】…有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、
延べ4人以上実施した場合

【賃金規定等共通化コース】…有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた
賃金規定等を作成し、適用した場合

【諸手当制度共通化コース】…有期契約労働者に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、
適用した場合

【選択適用拡大導入時処遇改善コース】…労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、
有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合

【短時間労働者労働時間延長コース】…短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合

PICK UP!!

※平成30年4月1日 主な改正内容

【正社員化コース】

- ・1年度1事業所あたりの支給申請上限人数を15人から20人に拡充
- ・正規雇用等へ転換した際、転換前の6ヶ月分の賃金と転換後の6ヶ月分の賃金総額を比較して5%以上増額の要件
- ・有期雇用労働者からの転換の場合は、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が3年以下に限ることが要件

【セミナーのご案内】テーマ「平成30年度税制改正セミナー」

【日時】 5月17日(木) 16:00~17:30

【場所】 アスモア税理士法人 会議室 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 西棟 10階

中小企業の皆様に関わる平成30年度の税制改正大綱が公表されました。

税制改正による影響やその対策を知っていただき、今後の経営計画・資金管理に役立つ内容をお伝えいたします。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350